

## 仕 様 書

### 1 業務名

北まちづくりセンター、地区会館庁舎機械警備業務

### 2 対象施設及び所在地

#### (1) 対象施設

北まちづくりセンター及び地区会館（警備対象面積：354.15 平方メートル）

#### (2) 所在地

札幌市北区北 29 条西 7 丁目 3 番 15 号

#### (3) 庁舎内の職員数

3 名

#### (4) 1 日当たりの平均来庁者数

約 60 名

### 3 履行期間

令和 4 年（2022 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）10 月 1 日 8 時 45 分まで

### 4 業務の内容

(1) 北まちづくりセンター及び地区会館庁舎内の一般電話回線システムによる機械警備

(2) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者とが協議のうえ決定した事項

### 5 警備時間

午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 45 分までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は、午前 8 時 45 分から翌日午前 8 時 45 分までとする。なお、上記警備開始時刻に委託者が対象施設を使用している場合は、当該使用終了時（最終退庁者による警報機器の設定時）からとする。

### 6 警報機器の設置・修繕・撤去

(1) 受託者は、委託者の指定する日から履行開始までの間に、受託者の責任において、契約対象施設内に、当該施設内における異常の有無を確認し得るに必要な機器を必

要数用意のうえ、正常に動作できるように設置すること。また、設置図面を委託者に提出すること。

- (2) 警備対象施設及び基地局に設置する機器の間に使用する電話回線は、警備対象施設の既存の電話回線を使用すること。なお、電話回線使用料は、委託者の負担とする。
- (3) 受託者は、自動警報機器と基地局の受信装置との間の電話回線に、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (4) 設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、機器の設置・修繕又は撤去等に係る工事により契約対象施設に損害を与えた場合は、速やかに原状に復すこと。

## 7 機械警備中の対応

- (1) 受託者は、警備時間中、管制担当者を定め、機器表示盤等により契約対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、警備時間中、前記7(1)による方法で対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該施設に急行せしめ、施設の内部及び外部を点検し、異常の有無を確認すること。
- (3) 受託者は、前記7(2)による方法で確認を終えた後、必要に応じて次の措置を行うこと。
  - ア 対象施設内の安全を確保するための措置
  - イ 委託者への報告
  - ウ 警察、消防署等への連絡
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず委託者に報告し、指示を受けること。また、前記7(3)による方法で必要な措置を行った場合、速やかに報告書を委託者に提出すること。

## 8 警報機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記6に定める警報機器に関し、正常な機能を維持するため、毎日正常に作動しているか確認するとともに、毎月1回以上の保守点検を行うこと。
- (2) 受託者は、警報機器の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じること。

## 9 費用の負担

- (1) 受託者は、前記6に定める警報機器設置に要する一切の費用負担をすること。

- (2) 受託者は、委託者に設置した警報機器の工事配線について、契約期間における業務遂行に支障が生じた場合は、自らの負担により補修すること。
- (3) 委託者は、前記 9 (1) 及び(2)にかかわらず、契約期間中、自らの責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。
- (4) 受託者は、契約終了後、又は中途解約時において、前記 6 に定める警報機器・部品の撤去に係る一切の費用を負担すること。

## 10 提出書類

受託者は、月次業務実施状況を下記のとおり報告書にまとめ、委託者へ翌月 10 日までに提出すること。

- (1) 機械警備に関する業務実施状況（警報機器の作動時刻及び解除時刻、警報発令事由、発令時の対応等を記載したもの）
- (2) 警報機器の保守点検結果

## 11 その他

- (1) 受託者は、本契約の目的のため、委託者から預託された鍵は、自らの責任のもとに厳重に管理するとともに複製を行わないこと。また、契約終了後直ちに委託者に返却すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行において、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 委託者と受託者は、この仕様書に定めのない事項について、相互に協議調整し、改善を図るものとする。